

食安輸発0806第3号
平成25年8月6日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成25年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について

(韓国産食品のジクロロボス、米国産セロリのフェンアミドン、インドネシア産未成熟えんどうのジフェノコナゾール、韓国産鰻のエンロフロキサシン、スペイン産野いちごのブピリメート、及びオーストラリア産オレンジのエポキシコナゾール)

「平成25年度輸入食品等モニタリング計画」については、平成25年3月29日付け食安輸発0329第3号(最終改正：平成25年7月31日付け食安輸発0731第1号)に基づき実施しているところです。

今般、過去一年間の検査実績を踏まえ、同通知の別表第3から韓国産食品のジクロロボスの項及び米国産セロリのフェンアミドンの項を削除し、同通知の別表第2及び別表第3からインドネシア産未成熟えんどうのジフェノコナゾールの項、韓国産鰻のエンロフロキサシンの項及びスペイン産野いちごのブピリメートの項を削除し、また、これまでの検査実績を踏まえ、同通知の別表第2からオーストラリア産オレンジのエポキシコナゾールの項を削除するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく申し上げます。